

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター
使用施設

平成27年度（第3回）保安検査報告書

平成28年2月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 検査担当職員

2. 保安検査内容

- (1) 基本検査項目
- (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 個別検査結果
- (3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

5. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

自 平成27年12月17日（木）

至 平成27年12月18日（金）

(2) 検査担当職員

六ヶ所原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 青山 勝信

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 村上 弘

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

①保守管理の実施状況について

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況について」を検査項目として検査を実施した。

その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 個別検査結果

別添2参照

(3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

なし

4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

該当なし

5. 特記事項

なし

平成27年度第3回保安検査日程

月 日	12月17日(木)	12月18日(金)
午 前	●初回会議	●検査前会議
	○保守管理の実施状況について	○保守管理の実施状況について(巡視点検の現場確認)
午 後	○保守管理の実施状況について	
	●まとめ会議	●まとめ会議 ●最終会議

※○：検査項目、●：会議等

個別検査結果

1. 検査実施日

平成27年12月17日（木）、18日（金）

2. 検査項目

保守管理の実施状況について

3. 対象となった保安規定の条文

第38条 施設の巡視点検

第38条の2 周辺監視区域の柵及び標識の点検

第39条 施設定期自主検査

第40条 修理及び改造

第59条 保安上の業務の計画、実施、評価及び改善

第67条 記録

4. 検査結果

保守管理の実施状況について、巡視点検、施設の定期的な自主検査（以下「施設定期自主検査」という。）の実施状況や他事業所のトラブル等を踏まえた保守管理の改善が実施しているか検査した。

その結果、巡視点検、施設の定期的な自主検査の実施状況を踏まえて、保守管理の改善を実施していることを「日常巡視点検記録」、「保障措置分析所（OSL）に係る共用設備の点検結果（報告）等」及び「施設定期自主検査記録」等の資料、現場確認及び聴取により確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

（1）施設の巡視点検の実施について（保安規定第38条第1項）

- ・保安規定に基づく巡視点検の具体的な手順として、巡視点検責任者の安全管理課長が日常巡視点検マニュアルを作成し、巡視点検項目・頻度は、保安規定と整合がとれたものであること。
- ・安全管理課長の命を受け、核物質管理センター職員である安全管理課員又は分析課員が巡視点検を実施していること。
- ・平成27年6月の巡視について、日常巡視点検マニュアルにしたがって実施していること。

- ・ 同行した平成27年12月18日の1回目の巡視点検では、事業者は、巡視点検の対象となる機器及び項目等が記載されたチェックシートを用いて巡視点検を行い、漏れがないように実施していること。
- (2) 施設の巡視点検の記録について（保安規定第67条）
- ・ 安全管理課長が、巡視点検責任者として、巡視点検実施翌日の朝に前日実施した3回分のチェックシートを確認した上で、分析課長に引き渡していること。
 - ・ 分析課長は、安全管理課長から受理したチェックシートを確認し、さらに核燃料取扱主務者の確認を受けた上でこれを正式な巡視点検記録とし、分析課内の保管場所に記録を保管していること。
- (3) 巡視点検時に異常を認めた場合の措置について（保安規定第38条第2項）
- ・ 巡視点検時における異常発見時の連絡手段について、異常を認めた場合には、発見者が即時に口頭で、分析課長に連絡を行うこととしていること。また、安全管理課に新規配属された職員は、OJTによる配属時教育を受けており、この中で、分析課長への連絡も含め、巡視点検についての教育が実施されていること。
 - ・ 異常時の対応を行う際には、対応事項を時系列で記録に残すことを、常日頃から訓練等で実践していること。
- (4) 周辺監視区域の柵及び標識の点検について（保安規定第38条の2）
- ・ 柵の点検について、所長は日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という）に対して周辺監視区域柵の点検結果の提供を求め、日本原燃が3ヶ月に1回の頻度で実施した点検結果を、管理課長が確認を行っていること。
 - ・ 標識の点検については、管理課長が毎月点検を実施しており、点検を実施した際に、標識の劣化が見られた場合には、その都度交換を実施していること。
- (5) 施設定期自主検査について（保安規定第39条）
- ・ 保安規定が要求する項目について施設定期自主検査が実施されていること。
 - ・ 施設定期自主検査のうち液体廃棄設備の系統確認について、検査内容や判断基準のより一層の明確化のための検討を進めていくとしていること。

- ・ 検査に使用した機材等については、トレーサビリティを向上させるため、より厳密な管理を行っていくための検討を進めていくとしていること。

(6) 修理及び改造について（保安規定第40条）

- ・ 平成27年度に行われたアルファ線ダストモニタの修理に際して、安全管理課長があらかじめ計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び検査部長の承認を得ていること。
- ・ 安全管理課長は、計画作成時に許認可手続きの必要の有無の検討を行い、施設検査が必要であるとしていること。
- ・ 修理後の検査部長及び核燃料取扱主務者への報告については、手続き中であること。

(7) 巡視点検、施設定期自主検査の継続的改善について（保安規定第59条）

1) 他事業所のグローブポートのひび割れの展開について

- ・ 品質保証責任者が、グローブポートのひび割れの情報を入手した際に、水平展開が必要であると判断し、文書を作成して情報共有が行われていること。
- ・ 情報共有に合わせて、品質保証責任者より、グローブボックスの速やかな点検を実施することと、即時の点検でひび割れがなかった場合についても継続的に点検を実施することについて指示が出されていること。
- ・ 継続的なひび割れの点検は、六ヶ月点検で実施していること。

2) 経年劣化を踏まえた今後の保守管理について

- ・ OSLの使用開始後、約十年が経過し、一部の機材には経年劣化の兆候が見られ始めていることから、経年劣化を踏まえた今後の保守管理を検討するために施設内の機材の構成部材に関する情報を収集していること。
- ・ 予防保全のための劣化箇所の交換や、施設定期自主検査、巡視点検等の箇所や頻度の検討に、得られた知見を活用していくこと。

(8) 管理区域における線量等の測定の継続的改善について（保安規定第59条）

- ・ 過去にグローブボックス上部の流体コネクタ部分に汚染が生じたことを踏まえて、現在、六ヶ月に1度の点検において、全グローブボックスの流体コネクタ部の表面汚染密度を測定していること。
- ・ 測定については、分析課長が、保安規定に基づく品質保証計画書によっ

て管理された分析設備定期自主点検マニュアルに従って実施していること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となるような事項は認められなかった。